



長野県報

1月14日(木)
令和3年
(2021年)
第170号

目次

規則

家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則（園芸畜産課家畜防疫対策室）…………… 1

告示

土地収用法に基づく事業の認定（総合政策課）…………… 1

都市計画事業の事業計画の変更認可（生活排水課）…………… 2

自然公園法に基づく国定公園事業の変更及び図書の縦覧（自然保護課）…………… 2

保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知（森林づくり推進課）…………… 3

長野県収入証紙売りさばき人の指定（会計課）…………… 3

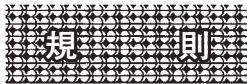
公告

総合評価一般競争入札（財産活用課）…………… 3

都市計画案の縦覧（2件）（都市・まちづくり課）…………… 5

土地改良区役員の就任の届出（農地整備課）…………… 5

開発行為に関する工事の完了（都市・まちづくり課）…………… 5



家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則をここに
公布します。

令和3年1月14日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第1号

家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則

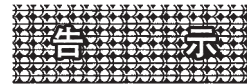
家畜改良増殖法施行細則（昭和58年長野県規則第43号）の一部を
次のように改正する。

第4条中「別表第1の55の(3)」を「別表第1の55の(4)」に改め
る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

園芸畜産課家畜防疫対策室



長野県告示第17号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）
第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。

令和3年1月14日

長野県知事 阿部守一

- 起業者の名称
豊丘村
- 事業の種類
観光拠点施設（仮称）整備事業
- 起業地
 - 収用の部分
長野県下伊那郡豊丘村大字神稲字林里地内
 - 使用の部分
なし
- 事業の認定をした理由
 - 法第20条第1号要件（収用適格事業）
観光拠点施設（仮称）整備事業（以下「本件事業」という。）
は、法第3条第32号に掲げる地方公共団体が設置するその他公
共の用に供する施設に該当することから、本件事業は、法第20
条第1号の要件を充足すると判断される。
 - 法第20条第2号要件（起業者の意思と能力）
本件事業の起業者である豊丘村は、事業遂行について必要な

財源措置を講じており、本件事業を遂行するための十分な意思と能力を有していると認められることから、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号要件(事業計画の公益性)

ア 本件事業の施行により得られる利益

豊丘村は、地域経済の発展への寄与を目的に、地域の観光の核となる施設として、平成30年に道の駅「南信州とよおかマルシェ」を開設した。これにより、地域への観光客数は増加したものの、観光客の滞在日数や観光消費額は依然として少ない状況にあり、滞在型観光の推進のために、観光客を村内に点在する観光資源に誘客するための観光戦略拠点の整備が課題となっている。

また、道の駅の駐車場は、利用者数の増加のために繁忙期には駐車スペースが不足する状態となっており、利用者の利便性及び安全性の確保のために、早期の駐車スペースの確保が必要となっている。

本件事業は、これらの課題を解決するため、新たに適正な規模の用地を確保し、観光拠点施設の整備を図るものである。

本件事業の施行により、滞在型観光客の増加、地元農産物の消費拡大等による地域振興が図られる。また、起業地内に駐車場を整備し、道の駅駐車場と共用することで、道の駅駐車場の混雑や渋滞が解消され、観光客の利便性及び安全性の向上が確保される。

以上のことから、本件事業の施行により得られる利益は、相当程度存すると認められる。

イ 本件事業の施行により失われる利益

本件事業に係る起業地(以下「本件起業地」という。)は、文化財保護法(昭和25年法律第214号)及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)による保護のため特別の措置を講ずべき文化財及び動植物は見受けられない。

また、本件事業の施行による周辺農地への日照・通風等の面での影響は軽微であり、騒音等の生活環境への影響は少ないものと想定される。

以上のことから、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件起業地については、周辺環境等から選定された3つの候補地を、社会的、技術的及び経済的観点から総合的に比較検討した結果、最も合理的であると認められる。

エ 比較衡量

以上のことから、本件事業の施行により得られる利益と、本件事業の施行により失われる利益とを比較衡量した結果、前者が優越すると認められるため、本件事業は法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号要件(土地を収用する公益上の必要性)

ア 本件事業を早期に施行する必要性

(3)のイのとおり、村内の観光資源への誘客を図るため、観光戦略拠点の整備が喫緊の課題となっている。また、道の駅利用者の利便性及び安全性の確保のために、駐車スペースの確保が必要となっている。

よって本件事業は早期に施行されるべき事業と認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件起業地の範囲は、本件事業のために必要な面積に限定されており、適正かつ合理的な規模であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

ウ 収用する公益上の必要性

以上を考慮すれば、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

豊丘村役場産業建設課

総合政策課

長野県告示第18号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

令和3年1月14日

長野県知事 阿部守一

- 1 施行者の名称
飯島町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
飯島都市計画下水道事業 飯島町公共下水道
- 3 事業施行期間
平成6年12月5日から
令和9年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

生活排水課

長野県告示第19号

自然公園法(昭和32年法律第161号)第9条第2項の規定により決定した八ヶ岳中信高原国定公園に関する公園事業を次のとおり変更しました。

この公園事業を表示した図書は、長野県環境部自然保護課、佐久地域振興局及び諏訪地域振興局並びに茅野市役所及び立科町役場において縦覧に供します。

令和3年1月14日

長野県知事 阿部守一

1 変更した公園事業の名称及び種類並びに位置

名称及び種類	位置
白樺湖園地	[区域] 茅野市大字北山及び北佐久郡立科町大字芦田八ヶ野

2 変更した事項
事業の規模(拡大)

自然保護課

長野県告示第20号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和3年1月14日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
東筑摩郡生坂村(国有林。次の図に示す部分に限る。)、生坂村(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
東筑摩郡生坂村(国有林。次の図に示す部分に限る。)、生坂村(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び生坂村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第21号

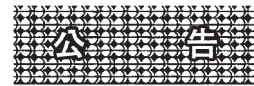
長野県収入証紙条例(昭和39年長野県条例第58号)第9条第1項の規定により、令和3年1月10日、次の者を売りさばき人に指定しました。

令和3年1月14日

長野県知事 阿部守一

売りさばき人の氏名(名称)	住所	売りさばき場所
中元寺 求	長野県千曲市磯部1045-1	セブンイレブン上田塩田店 長野県上田市本郷765-7

会計課



公告

次のとおり総合評価一般競争入札に付します。

令和3年1月14日

長野県知事 阿部守一

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする役務
長野県庁舎等清掃業務
 - (2) 役務の特質
長野県庁舎(本館、議会棟、議会増築棟及び西庁舎をいう。以下同じ。)及びその構内の清掃作業
 - (3) 履行期間
令和3年4月1日から令和5年3月31日まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)
 - (4) 履行場所
長野市大字南長野字幅下692番地2
長野県庁舎及びその構内
 - (5) 入札方法
 - ア 価格その他の条件が県にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式(「総合評価一般競争入札」という。)により行います。
 - イ 入札者は、入札説明書に定める申請書及び入札書を提出してください。
 - ウ 入札書に記載する金額は、1年間の価格の総額とします。
なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税法及び地方税法に定める率をもって計算した消費税額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税額を除いた金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格等
次のいずれにも該当する者であることとします。
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
 - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成30年長野県告示第588号)のその他の契約の等級がAに区別されている者であること。
 - (3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
 - (4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
 - (5) 過去に延床面積3,000平方メートル以上の建物の清掃業務契約を元請として結び、契約業務を誠実に履行した実績を有する者であること。
- 3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格の申請